

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」等に対する意見募集の結果について

No	該当条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
政令（案）			
1	損害保険料率算出団体に関する法律施行令第2条	<p>通常、「本店」は「主たる営業所」、「支店」は「従たる営業所」、（その他の）「営業所」は「事務所」のようにするのが会社法関係での読み替えの通常かと思われるが、今回の金融庁による改正はそれを破綻させた読み替えであるように思われる。</p> <p>それは単に金融庁が法令における記述文字量を少なくしようとするためのものであるのかもしれないが、金融庁所管以外のものも含む法令全体に対しての望ましくない影響があるので止められたい。</p> <p>内容についての変更は、適切な読み替えが行われるようにした上で、法令等の記述の変更を行う事によって行われたい。</p> <p>「本店」と「営業所」その両方を「主たる事務所」という読み替えをするようにするのは、一般的でなく、誤読を誘うものになるので、行わないようにされたい。</p> <p>読み替えについて、他も同様</p>	<p>損害保険料率算出団体に関する法律においては、会社法上の「本店」及び「支店」を「主たる事務所」及び「従たる事務所」とそれぞれ読み替えています。双方ともに登記が必要だったため、商業登記法を準用するに当たっては「営業所」を単に「事務所」と読み替えていました。</p> <p>今回の会社法等の改正により、「従たる事務所」の登記は不要となるため、登記手続を定める商業登記法を準用するに当たっては「営業所」を「主たる事務所」と限定して読み替えることとしています。</p> <p>保険業法施行令についても同様の趣旨による改正を行っています。</p>
企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）			
2	銀行法施行規則	<p>様式について、（銀行についてはその存在が限られているので必ずしも行わなくてもよいと思われるが）一般に提出書類において法人についての記述を行う場合は法人番号の記載も行われていた方が望ましいので、法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
3	信用金庫法施行規則第48条の4第2号	<p>改正後の信用金庫法施行規則第48条の4には、定款に定めることにより書面交付請求における電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項が定められているが、「計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査報告を含む）に記載され又は記録された事項」</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

		<p>は、計算書類の注記を除いて全て、電子提供措置事項記載書面に記載を要するとの理解でよいか。</p> <p>(理由) 改正後の会社法第 325 条の 3 第 1 項第 5 号についての書籍の記載等を参考にすると、改正後の信用金庫法第 48 条の 10 第 4 号及び同条第 5 号についても、上記のとおり、「計算書類及び業務報告に記載され又は記録された事項」に監事及び会計監査人の監査報告を含むことになると思われましたが、念のためにどのような事項が電子提供措置事項記載書面に記載を要することになるのかを確認したく、提出しました。</p>	
4	信用金庫法施行規則第 48 条の 2 以降等	<p>一応、電子提供についての内容には現時点ではあまり反対はしないが、この規則あるいは他の通知やガイドラインで、適切にセキュリティが保護されるような規定を行うようにされたい。</p> <p>また、様式について、提出書類において法人についての記述を行う場合は法人番号の記載も行われていた方が望ましいので、法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p> <p>信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令及び保険業法施行規則についても同様。</p>	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令 (案)			
5	全体	<p>一応、電子提供についての内容には現時点ではあまり反対はしないが、この規則あるいは他の通知やガイドラインで、適切にセキュリティが保護されるような規定を行うようにされたい。</p>	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令 (案)			
6	全体	<p>一応、電子提供についての内容には現時点ではあまり反対はしないが、この規則あるいは他の通知やガイドラインで、適切にセキュリティが保護されるような規定を行うようにされたい。</p>	貴重なご意見として参考にさせていただきます。